



2026年2月3日

各 位

上場会社名 株式会社フィットクルー
代 表 者 代表取締役社長 鹿島 紘樹
(コード番号 469A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 常務取締役 矢野 佑樹
(TEL. 06-6131-9937)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年2月26日開催予定の第11回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

本制度は、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象監査等委員」といい、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。）を対象とします。対象取締役については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること並びに対象監査等委員については、求められる役割及び責務の拡大を踏まえ、独立性を損なうことなく、企業価値の持続的な維持・向上に資する監査体制を一層強化するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

2. 本制度の概要

（1）対象取締役等に対して支給される報酬

本制度に基づき対象取締役等に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役等は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は、2025年8月27日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役は年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、当該報酬枠とは別枠で、本制度に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は年額60百万円以内といたします。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2024年2月28日開催の第9回定時株主総会において、年額40百万円以内とご承認いただいておりますが、当該報酬枠とは別枠で、本制度に基づき対象監査等委員に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は年額6百万円以内といたします。

（2）対象取締役等に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき発行又は処分される株式の種類は、当社における標準となる普通株式とし、その総数は、対象取締役に対しては年9,000株以内、対象監査等委員に対しては年1,000株以内といたします。但し、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株

式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

（3）譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役等に支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役等に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき対象取締役等に支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定いたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の助言・提言を受け、その意見を尊重し、取締役会が決定することとし、各対象監査等委員への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員の協議により決定することといたします。

（4）譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役等は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、第三者への譲渡担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 本制度の導入の条件

本制度の導入に当たり、原則として毎事業年度、対象取締役等に対して、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

4. 当社の執行役員及び従業員への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対して上記譲渡制限付株式と同内容の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以上